

令和6年11月定例会

教育警察常任委員会説明資料
(その他報告関係)

教育警察常任委員会
(警察本部)

件 名	熊 本 県 手 数 料 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例 の 制 定 に つ い て	教 育 警 察 常 任 委 員 会 (警 察 本 部)
	1 条例（規則、訓令）の名称 熊本県手数料条例の一部を改正する条例 2 制定改廃の必要性（背景、法令上の根拠等） 道路交通法施行令（昭和３５年政令第２７０号。以下「政令」という。）の一部改正等に伴い、熊本県手数料条例の一部を改正し、手数料の規定を整備する必要がある。 3 条例改正の内容及び概要 (1) 内容 マイナンバーカードと運転免許証の一体化に関する、道路交通法の一部を改正する法律(令和４年法律第３２号)が令和７年３月２４日に施行されることに伴い、標準手数料を定めた政令の一部が改正され、特定免許情報記録手数料の新設や免許証等更新手数料の区分の細分化等が行われたため、熊本県手数料条例についても、政令の改正内容に準じて改正するもの。 (2) 概要 ア 新たに手数料を設けるもの （ア）特定免許情報記録手数料（第４０５号の２） （イ）運転経歴情報記録手数料（第４１１号の４） イ 手数料の区分及び額を変更するもの （ア）免許証交付手数料(第４０４号) （イ）免許証更新手数料(第４１１号) 免許証等更新手数料に名称変更 （ウ）運転免許証更新経由手数料(第４１１号の２) 免許証等更新経由手数料に名称変更 （エ）講習手数料（第４１３号） ウ 手数料の額を変更するもの 運転免許試験手数料を始めとする１４の手数料 4 施行予定期日 令和７年３月２４日（政令の施行予定日と同じ） 5 その他 (1) 熊本県手数料条例の改正に伴い、熊本県収入証紙条例も改正 (2) 議案については、知事部局財政課から提出	

熊本県手数料条例(平成 12 年熊本県条例第 9 号)新旧対照表

旧	新
(手数料の徴収) 第 2 条 知事は、次の各号に掲げる事務につき、それぞれ当該各号に掲げる名称の手数料を徴収する。この場合において、当該手数料の金額は、当該各号に特別の計算単位の定めのあるものについてはその計算単位につき、その他のものについては 1 件につき、それぞれ当該各号に定める額とする。 (1)～(403) (略) (403)の 2 道路交通法第 89 条第 3 項の規定に基づく検査 自動車運転技能検査手数料 ア <u>大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る検査</u> _____の場合 3,900 円。ただし、熊本県公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあっては、<u>6,400 円</u> イ <u>普通自動車免許に係る</u> _____検査の場合 3,750 円。ただし、熊本県公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあっては、<u>4,550 円</u> (404) 道路交通法第 92 条第 1 項 _____の規定に基づく免許証 _____の交付 免許証交付手数料 ア 第一種運転免許又は第二種運転免許に係る免許証の場合 <u>2,050 円</u>(道路交通法施行令(昭和 35 年政令第 270 号)第 33 条の 6 の 2 第 6 号に掲げるやむを得ない理由のため当該免許証の有効期間の更新を受けることができなかった者であって、道路交通法第 97 条の 2 第	(手数料の徴収) 第 2 条 知事は、次の各号に掲げる事務につき、それぞれ当該各号に掲げる名称の手数料を徴収する。この場合において、当該手数料の金額は、当該各号に特別の計算単位の定めのあるものについてはその計算単位につき、その他のものについては 1 件につき、それぞれ当該各号に定める額とする。 (1)～(403) (略) (403)の 2 道路交通法第 89 条第 3 項の規定に基づく検査 自動車運転技能検査手数料 ア <u>大型自動車仮運転免許、中型自動車仮運転免許又は準中型自動車仮運転免許を受けている者に対する道路交通法第 89 条第 3 項の規定による検査(以下この号において「検査」という。)</u>の場合 3,950 円。ただし、熊本県公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあっては、<u>6,950 円</u> イ <u>普通自動車仮運転免許を受けている者に対する検査の場合</u> 3,850 円。ただし、熊本県公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあっては、<u>4,650 円</u> (404) 道路交通法第 92 条第 1 項又は第 95 条の 2 第 11 項の規定に基づく<u>運転免許証(以下この号、第 405 号、第 405 号の 2、第 411 号及び第 7 項において「免許証」という。)</u>の交付 免許証交付手数料 ア 第一種運転免許又は第二種運転免許に係る免許証の場合 <u>次の(ア)又は(イ)に掲げる区分に応じ、それぞれ(ア)又は(イ)に定める額</u> _____ _____

<u>1 項第 3 号に該当して同項の規定の適用を受けたものに対する交付にあつては、1,700 円)。ただし、同法第 92 条第 1 項後段の規定により、一の種類の運転免許に係る免許証に他の種類の運転免許に係る事項を記載してその種類の運転免許に係る免許証の交付に代える場合にあつては、これらの額に当該他の種類の運転免許に係る事項を記載するごとに 200 円を加算した額</u> イ 仮運転免許に係る免許証の場合 <u>1,150 円</u> (405) 道路交通法第 94 条第 2 項の規定に基づく免許証の再交付	<u>(ア) 道路交通法第 92 条第 1 項の規定による交付を受ける場合</u> <u>2,350 円(道路交通法施行令(昭和 35 年政令第 270 号)第 33 条の 6 の 2 第 6 号に掲げるやむを得ない理由のため免許証又は同法第 95 条の 2 第 2 項第 1 号に規定する免許情報記録(第 405 号の 2、第 411 号及び第 7 項において「免許情報記録」という。)の有効期間の更新(第 411 号、第 411 号の 2、第 7 項及び別表第 1 8 において「免許証等の更新」という。)を受けることができなかつた者であつて、同法第 97 条の 2 第 1 項第 3 号に該当して同項の規定の適用を受けたもの(以下この号及び第 405 号の 2 において「特定試験免除者」という。)に対する交付にあつては、2,100 円)。ただし、日を同じくして第一種運転免許又は第二種運転免許のうち 2 以上の種類の運転免許を受ける者(第 405 号の 2 において「複数免許取得者」という。)に対する交付にあつては、2,150 円(特定試験免除者に対する交付にあつては、1,900 円)に、与える運転免許 1 種類ごとに 200 円を加えた額</u> <u>(イ) 道路交通法第 95 条の 2 第 11 項の規定による交付を受ける場合 2,550 円</u> イ 仮運転免許に係る免許証の場合 <u>1,100 円</u> (405) 道路交通法第 94 条第 2 項の規定に基づく免許証の再交付
--	---

免許証再交付手数料(一の種類の運転免許に係る免許証に他の種類の運転免許に係る事項を記載した免許証の再交付は、一の免許証の再交付とする。) ア 第一種運転免許又は第二種運転免許に係る免許証の場合 <u>2,250 円</u> イ 仮運転免許に係る免許証の場合 <u>1,150 円</u> (新設)	免許証再交付手数料(一の種類の運転免許に係る免許証に他の種類の運転免許に係る事項を記載した免許証の再交付は、一の免許証の再交付とする。) ア 第一種運転免許又は第二種運転免許に係る免許証の場合 <u>2,600 円</u> イ 仮運転免許に係る免許証の場合 <u>1,050 円</u> <u>(405)の2 道路交通法第95条の2第3項の規定に基づく特定免許情報の記録又は同法第95条の3の規定により読み替えて適用する同法第92条第2項の規定若しくは同法第106条の4第2項の規定に基づく免許情報記録の書換え(運転免許の効力の停止の期間が満了した場合又は運転免許の効力の停止が解除された場合に同法第95条の2第1項の規定による申請をした者その他第7項で定める者に係る場合を除く。)</u> <u>特定免許情報記録手数料</u> ア 特定免許情報の記録 次の(ア)から(ウ)に掲げる区分に応じ、それぞれ(ア)から(ウ)に定める額 <u>(ア) 道路交通法第95条の2第6項の規定による申出をする場合</u> <u>1,550 円(特定試験免除者に係る記録にあつては、1,350 円)。ただし、複数免許取得者に係る記録にあつては、1,350 円(特定試験免除者に係る記録にあつては、1,150 円)に、与える運転免許1種類ごとに200 円を加えた額</u> <u>(イ) 道路交通法第101条の4の2第2項の規定による申出(以下この号及び第411号において「更新時不交付申出」という。)をする場合</u> 800 円 <u>(ウ) 道路交通法第95条の2第6項の規定による申出及び更新時不交付申出のいずれをもしない場合</u> 1,500 円。ただし、同法第92条第1項、第95条の2第11項若しくは第101条の4の2第1項の規定による免許証(仮運転免許に係るものを除く。)
---	--

(405)の2 道路交通法第97条の2第1項第3号イ若しくはロ、第101条の4第2項又は第101条の7第1項の規定に基づく認知機能検査の実施 認知機能検査手数料 1,050 円 (405)の3 道路交通法第97条の2第1項第3号イ若しくはロ、第101条の4第2項又は第101条の7第1項に規定する認知機能検査を実施する者に対する講習の実施 認知機能検査員講習手数料 1,450 円。ただし、自動車安全運転センターが行う研修等を受けた者に対する講習にあつては、1,200 円 (405)の4 道路交通法第97条の2第1項第3号イ若しくはハ又は第101条の4第3項の規定に基づく運転技能検査の実施 運転技能検査手数料 3,550 円 (406) (略) (407) 道路交通法第99条の2第4項第1号イの規定に基づく審査技能検定員審査手数料 ア 大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る道路交通法第99条の2第4項第1号イの規定による審査(以下この	の交付又は同法第94条第2項の規定による免許証(仮運転免許に係るものを除く。)の再交付と同時に記録を受ける場合に あつては、100 円 イ 免許情報記録の書換え 1,550 円(免許証(仮運転免許に係るものを除く。)及び道路交通法第95条の2第4項に規定する免許情報記録個人番号カードを有する者(以下この号において「免許証・免許情報記録個人番号カード保有者」という。)に係る書換えにあつては、100 円)。ただし、複数免許取得者(免許証・免許情報記録個人番号カード保有者を除く。)に係る書換えにあつては、1,350 円に、与える運転免許1種類ごとに200 円を加えた額 (405)の3 道路交通法第97条の2第1項第3号イ若しくはロ、第101条の4第2項又は第101条の7第1項の規定に基づく認知機能検査の実施 認知機能検査手数料 1,050 円 (405)の4 道路交通法第97条の2第1項第3号イ若しくはロ、第101条の4第2項又は第101条の7第1項に規定する認知機能検査を実施する者に対する講習の実施 認知機能検査員講習手数料 1,400 円。ただし、自動車安全運転センターが行う研修等を受けた者に対する講習にあつては、1,150 円 (405)の5 道路交通法第97条の2第1項第3号イ若しくはハ又は第101条の4第3項の規定に基づく運転技能検査の実施 運転技能検査手数料 3,650 円 (406) (略) (407) 道路交通法第99条の2第4項第1号イの規定に基づく審査技能検定員審査手数料 ア 大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る道路交通法第99条の2第4項第1号イの規定による審査(以下この
---	--

号、第5項及び別表第30において「技能検定員審査」という。) <u>23,400 円</u> イ 普通自動車免許に係る技能検定員審査 <u>19,500 円</u> ウ 特定第一種運転免許(大型特殊自動車免許、大型自動二輪車免許、普通自動二輪車免許又は牽(けん)引免許をいう。以下 _____ 同じ。)に係る技能検定員審査 <u>14,700 円</u> エ 大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る技能検定員審査で、<u>これらの免許</u> に対応する第一種運転免許に係る技能検定員資格者証の交付を受けている者に対するもの(別表第30において「大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査」という。) <u>21,500 円</u> (408) (略) (409) 道路交通法第99条の3第4項第1号イの規定に基づく審査 教習指導員審査手数料 ア 大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る道路交通法第99条の3第4項第1号イの規定による審査(以下この号、第6項及び別表第31において「教習指導員審査」という。) <u>14,550 円</u> イ 普通自動車免許に係る教習指導員審査 <u>11,850 円</u> ウ 特定第一種運転免許に係る教習指導員審査 <u>9,650 円</u> エ 大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る教習指導員審査で、<u>これらの免許</u> に対応する第一種運転免許に係る教習指導員資格者証の交付を受けている者に対するもの(別表第31において「大型自動車第二種免許等に係る教習指導員審査」という。) <u>12,450 円</u>	号、第5項及び別表第30において「技能検定員審査」という。) <u>23,750 円</u> イ 普通自動車免許に係る技能検定員審査 <u>19,800 円</u> ウ 特定第一種運転免許(大型特殊自動車免許、大型自動二輪車免許、普通自動二輪車免許又は牽(けん)引免許をいう。第409号、別表第18、別表第30及び別表第31において同じ。)に係る技能検定員審査 <u>14,450 円</u> エ 大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る技能検定員審査で、これらの運転免許に対応する第一種運転免許に係る技能検定員資格者証の交付を受けている者に対するもの(別表第30において「大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査」という。) <u>22,200 円</u> (408) (略) (409) 道路交通法第99条の3第4項第1号イの規定に基づく審査 教習指導員審査手数料 ア 大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る道路交通法第99条の3第4項第1号イの規定による審査(以下この号、第6項及び別表第31において「教習指導員審査」という。) <u>15,100 円</u> イ 普通自動車免許に係る教習指導員審査 <u>12,000 円</u> ウ 特定第一種運転免許に係る教習指導員審査 <u>9,950 円</u> エ 大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る教習指導員審査で、<u>これらの運転免許</u> に対応する第一種運転免許に係る教習指導員資格者証の交付を受けている者に対するもの(別表第31において「大型自動車第二種免許等に係る教習指導員審査」という。) <u>12,850 円</u>
---	--

(410) 道路交通法第 100 条の 2 第 1 項の規定に基づく運転免許再試験の実施 運転免許再試験手数料 ア 準中型自動車免許に係る再試験の場合 <u>1,900 円</u>。ただし、道路交通法第 100 条の 2 第 2 項に規定する準中型自動車の運転について必要な技能について行う試験を熊本県公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあっては、<u>4,400 円</u> イ 普通自動車免許に係る再試験の場合 <u>1,750 円</u>。ただし、道路交通法第 100 条の 2 第 2 項に規定する普通自動車の運転について必要な技能について行う試験を熊本県公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあっては、<u>2,550 円</u> ウ 大型自動二輪車免許又は普通自動二輪車免許に係る再試験の場合 <u>1,650 円</u>。ただし、道路交通法第 100 条の 2 第 2 項に規定する大型自動二輪車又は普通自動二輪車の運転について必要な技能について行う試験を熊本県公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあっては、<u>3,100 円</u> エ 原動機付自転車免許に係る再試験の場合 <u>1,000 円</u> (411) 道路交通法第 101 条第 1 項、<u>第 101 条の 2 第 1 項及び第 101 条の 2 の 2 第 1 項の規定に基づく免許証の更新</u> <u>免許証 更新手数料 2,500 円。ただし、その者の住所地を管轄する公安委員会以外の公安委員会を経由して免許証の更新の申請を行う場合にあっては、2,550 円</u>	(410) 道路交通法第 100 条の 2 第 1 項の規定に基づく運転免許再試験の実施 運転免許再試験手数料 ア 準中型自動車免許に係る再試験の場合 <u>2,050 円</u>。ただし、道路交通法第 100 条の 2 第 2 項に規定する準中型自動車の運転について必要な技能について行う試験を熊本県公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあっては、<u>5,050 円</u> イ 普通自動車免許に係る再試験の場合 <u>1,950 円</u>。ただし、道路交通法第 100 条の 2 第 2 項に規定する普通自動車の運転について必要な技能について行う試験を熊本県公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあっては、<u>2,750 円</u> ウ 大型自動二輪車免許又は普通自動二輪車免許に係る再試験の場合 <u>1,800 円</u>。ただし、道路交通法第 100 条の 2 第 2 項に規定する大型自動二輪車又は普通自動二輪車の運転について必要な技能について行う試験を熊本県公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあっては、<u>3,550 円</u> エ 原動機付自転車免許に係る再試験の場合 <u>1,100 円</u> (411) 道路交通法第 101 条第 1 項又は第 101 条の 2 第 1 項 <u>の規定に基づく免許証等の更新</u> <u>免許証等更新手数料</u> ア <u>免許証の有効期間の更新(同時に免許情報記録の有効期間の更新を受ける場合を除く。)</u> 次の(ア)から(ウ)に掲げる区分に応じ、 <u>それぞれ(ア)から(ウ)に定める額</u>
--	--

(411)の2 道路交通法第101条の2の2第1項の規定に基づく<u>免許証の更新</u>の申請の経由 <u>運転免許証 更新経由手数料</u> 550 円	(ア) <u>道路交通法第101条の2の2第1項の規定による経由地公安委員会を経由して行う更新申請書の提出(以下この号において「経由申請」という。)をする場合</u> 2,750 円 (イ) <u>更新時不交付申出をする場合(経由申請をする場合を除く。)</u> 1,300 円 (ウ) <u>経由申請及び更新時不交付申出のいずれをもしない場合</u> 2,850 円 イ <u>免許情報記録の有効期間の更新(同時に免許証の有効期間の更新を受ける場合を除く。)</u> 次の(ア)から(ウ)に掲げる区分に応じ、それぞれ(ア)から(ウ)に定める額 (ア) <u>経由申請をする場合であって、道路交通法第101条の2の2第3項の規定による申出(以下この号及び次号において「経由地書換申出」という。)をするとき</u> 1,000 円 (イ) <u>経由申請をする場合であって、経由地書換申出をしないとき</u> 1,950 円 (ウ) <u>経由申請をしない場合</u> 2,100 円 ウ <u>免許証の有効期間の更新及び免許情報記録の有効期間の更新</u> 次の(ア)から(ウ)に掲げる区分に応じ、それぞれ(ア)から(ウ)に定める額 (ア) <u>経由申請をする場合であって、経由地書換申出をするとき</u> 2,500 円 (イ) <u>経由申請をする場合であって、経由地書換申出をしないとき</u> 2,850 円 (ウ) <u>経由申請をしない場合</u> 2,950 円 (411)の2 道路交通法第101条の2の2第1項の規定に基づく<u>免許証等の更新</u>の申請の経由 <u>運転免許証等更新経由手数料</u> _____ ア <u>経由地書換申出をする場合</u> 1,700 円
--	---

(411)の3 <u>道路交通法第104条の4第6項</u>の規定に基づく運転経歴証明書の交付 <u>運転経歴証明書交付手数料 1,100 円</u> (新設) (412) <u>道路交通法第107条の7第1項</u>の規定に基づく国外運転免許証の交付 <u>国外運転免許証交付手数料 2,350 円</u> (413) (略) (414) <u>道路交通法第108条の2第1項第10号、第13号又は第14号</u>に掲げる講習の通知 <u>通知手数料 900 円</u> (414)の2 <u>道路交通法第108条の2第2項</u>の規定に基づく講習の実施 <u>特定任意講習手数料</u> ア <u>道路交通法施行令第37条の6第2号</u>に規定する講習の場合 <u>1,350 円</u> イ <u>道路交通法施行令第37条の6の2第1号</u>に規定する講習の場合 <u>6,450 円</u>。ただし、<u>道路交通法第71条の5第3項</u>に規定する普通自動車対応免許(以下この号及び別表第19において「普通自動車対応免許」という。)を受けている者(<u>道路交通法第97条の2第1項第3号イ</u>若しくはハに掲げる者又は <u>法第101条の4第3項</u>の規定の適用を受ける者に限る。)又は第一種運転免許若しくは第二種運	イ <u>経由地書換申出をしない場合 750 円</u> (411)の3 <u>道路交通法第105条の2第2項</u>の規定に基づく運転経歴証明書の交付 <u>運転経歴証明書交付手数料 1,150 円</u> (411)の4 <u>道路交通法第105条の2第4項</u>の規定に基づく運転経歴情報の記録 <u>運転経歴情報記録手数料 900 円</u>。ただし、<u>同法第105条の2第2項</u>の規定による運転経歴証明書の交付又は<u>道路交通法施行規則(昭和35年総理府令第60号)第30条の11第1項</u>の規定による運転経歴証明書の再交付と同時に記録を受ける場合にあっては、<u>100 円</u> (412) <u>道路交通法第107条の7第1項</u>の規定に基づく国外運転免許証の交付 <u>国外運転免許証交付手数料 2,250 円</u> (413) (略) (414) <u>道路交通法第108条の2第1項第10号、第13号又は第14号</u>に掲げる講習の通知 <u>通知手数料 1,000 円</u> (414)の2 <u>道路交通法第108条の2第2項</u>の規定に基づく講習の実施 <u>特定任意講習手数料</u> ア <u>道路交通法施行令第37条の6第2号</u>に規定する講習の場合 <u>1,400 円</u> イ <u>道路交通法施行令第37条の6の2第1号</u>に規定する講習の場合 <u>6,600 円</u>。ただし、<u>道路交通法第71条の5第3項</u>に規定する普通自動車対応免許(以下この号及び別表第19において「普通自動車対応免許」という。)を受けている者(<u>同法第97条の2第1項第3号イ</u>若しくはハに掲げる者又は<u>同法第101条の4第3項</u>の規定の適用を受ける者に限る。)又は第一種運転免許若しくは第二種運
---	--

(手数料の納付)

第3条 手数料は、次の表の第1欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の第2欄に掲げる者が同表の第3欄に定める時期に納めなければならない。

区分	納付者	納付時期
(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
(新設)	(新設)	(新設)
(略)	(略)	(略)

別表第18(第2条第1項第403号関係)

区分		金額
大型自動車免許、 中型自動車免許又	道路交通法(以下この 表、別表第19、別表第	1,550円

(2) 道路交通法第106条の4第2項の規定による免許情報記録の書換えを受ける者(同法第104条の4第3項の規定により運転免許が与えられる者を除く。)

(手数料の納付)

第3条 手数料は、次の表の第1欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の第2欄に掲げる者が同表の第3欄に定める時期に納めなければならない。

区分	納付者	納付時期
(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
<u>第2条第1項第405号の2の手 数料</u>	<u>情報の記録又は 書換えを受けよ うとする者</u>	<u>情報の記録又は 書換えのとき。 ただし、知事が 別に定める場合 にあっては、申 請のとき。</u>
(略)	(略)	(略)

別表第18(第2条第1項第403号関係)

区分		金額
大型自動車免許、 中型自動車免許又	道路交通法(以下この 表、別表第19、別表第	1,650円

は準中型自動車免許に係る試験	30 及び別表第 31 において「法」という。) 第 97 条の 2 第 1 項第 1 号又は第 2 号に該当して同項の規定の適用を受ける場合		は準中型自動車免許に係る試験	30 及び別表第 31 において「法」という。) 第 97 条の 2 第 1 項第 1 号又は第 2 号に該当して同項の規定の適用を受ける場合	
	法第 97 条の 2 第 1 項第 3 号又は第 5 号に該当して同項の規定の適用を受ける場合	1,900 円(道路交通法施行令(以下この表において「令」という。) 第 33 条の 6 の 2 第 6 号に掲げるやむを得ない理由のため <u>免許証の有効期間の更新</u> (以下この表において「 <u>免許証の更新</u> 」という。)を受けることができなかった者に対する試験にあっては、 <u>800 円</u>)		法第 97 条の 2 第 1 項第 3 号又は第 5 号に該当して同項の規定の適用を受ける場合	1,950 円(道路交通法施行令(以下この表において「令」という。) 第 33 条の 6 の 2 第 6 号に掲げるやむを得ない理由のため <u>免許証等の更新</u> を受けることができなかった者に対する試験にあっては、 <u>750 円</u>)
	法第 97 条の 2 第 1 項の規定の適用を受けない場合	4,100 円(法第 97 条第 1 項第 2 号に掲げる事項について行う試験____ ____を 熊本県公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあっては、 <u>6,600 円</u>)		法第 97 条の 2 第 1 項の規定の適用を受けない場合	3,900 円(法第 97 条第 1 項第 2 号に掲げる事項について行う試験(以下この表において「 <u>技能試験</u> 」という。)を 熊本県公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあっては、 <u>6,900 円</u>)

普通自動車免許に係る試験	法第 97 条の 2 第 1 項 第 1 号又は第 2 号に該 当して同項の規定の適 用を受ける場合	<u>1,750 円</u>	普通自動車免許に係る試験	法第 97 条の 2 第 1 項 第 1 号又は第 2 号に該 当して同項の規定の適 用を受ける場合	<u>1,900 円</u>
	法第 97 条の 2 第 1 項 第 3 号又は第 5 号に該 当して同項の規定の適 用を受ける場合	<u>1,900 円</u> (令第 33 条の 6 の 2 第 6 号に掲げるや むを得ない理由のため 免許証 の更新を受け ることができなかった 者に対する試験にあつ ては、 <u>800 円</u>)		法第 97 条の 2 第 1 項 第 3 号又は第 5 号に該 当して同項の規定の適 用を受ける場合	<u>1,950 円</u> (令第 33 条の 6 の 2 第 6 号に掲げるや むを得ない理由のため 免許証等の更新を受け ることができなかった 者に対する試験にあつ ては、 <u>750 円</u>)
	法第 97 条の 2 第 1 項 の規定の適用を受けな い場合	<u>2,550 円</u> (法第 97 条第 1 項第 2 号に掲げる事項 について行う試験を熊 本県公安委員会が提供 する自動車を使用して 受ける場合にあつて は、 <u>3,350 円</u>)		法第 97 条の 2 第 1 項 の規定の適用を受けな い場合	<u>2,500 円</u> (技能試験 を熊 本県公安委員会が提供 する自動車を使用して 受ける場合にあつて は、 <u>3,300 円</u>)
特定第一種運転免 許又は大型特殊自 動車第二種免許若 しくは牽引第二種 免許に係る試験	法第 97 条の 2 第 1 項 第 2 号に該当して同項 の規定の適用を受ける 場合	<u>1,750 円</u>	特定第一種運転免 許又は大型特殊自 動車第二種免許若 しくは牽引第二種 免許に係る試験	法第 97 条の 2 第 1 項 第 2 号に該当して同項 の規定の適用を受ける 場合	<u>1,850 円</u>
	法第 97 条の 2 第 1 項 第 3 号又は第 5 号に該 当して同項の規定の適 用を受ける場合	<u>1,900 円</u> (令第 33 条の 6 の 2 第 6 号に掲げるや むを得ない理由のため 免許証 の更新を受け ることができなかった		法第 97 条の 2 第 1 項 第 3 号又は第 5 号に該 当して同項の規定の適 用を受ける場合	<u>1,950 円</u> (令第 33 条の 6 の 2 第 6 号に掲げるや むを得ない理由のため 免許証等の更新を受け ることができなかった

		者に対する試験にあつては、 <u>800 円</u>			者に対する試験にあつては、 <u>750 円</u>
	法第 97 条の 2 第 1 項の規定の適用を受けない場合	<u>2,600 円</u> (法第 97 条第 1 項第 2 号に掲げる事項について行う試験を熊本県公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあつては、 <u>4,050 円</u>)		法第 97 条の 2 第 1 項の規定の適用を受けない場合	<u>2,800 円</u> (技能試験 _____ を熊本県公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあつては、 <u>4,550 円</u>)
小型特殊自動車免許又は原動機付自転車免許に係る試験	法第 97 条の 2 第 1 項の規定の適用を受ける場合	<u>1,900 円</u> (令第 33 条の 6 の 2 第 6 号に掲げるやむを得ない理由のため <u>免許証</u> の更新を受けることができなかった者に対する試験にあつては、 <u>800 円</u>)		小型特殊自動車免許又は原動機付自転車免許に係る試験	<u>1,950 円</u> (令第 33 条の 6 の 2 第 6 号に掲げるやむを得ない理由のため <u>免許証等の更新</u> を受けることができなかった者に対する試験にあつては、 <u>750 円</u>)
	法第 97 条の 2 第 1 項の規定の適用を受けない場合	<u>1,500 円</u>		法第 97 条の 2 第 1 項の規定の適用を受けない場合	<u>1,600 円</u>
大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る試験	法第 97 条の 2 第 1 項第 2 号に該当して同項の規定の適用を受ける場合	<u>1,700 円</u>		大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る試験	<u>1,800 円</u>
	法第 97 条の 2 第 1 項第 3 号又は第 5 号に該当して同項の規定の適用を受ける場合	<u>1,900 円</u> (令第 33 条の 6 の 2 第 6 号に掲げるやむを得ない理由のため <u>免許証</u> の更新を受けることができなかった		法第 97 条の 2 第 1 項第 3 号又は第 5 号に該当して同項の規定の適用を受ける場合	<u>1,950 円</u> (令第 33 条の 6 の 2 第 6 号に掲げるやむを得ない理由のため <u>免許証等の更新</u> を受けることができなかった

		者に対する試験にあつては、 <u>800 円</u>)			者に対する試験にあつては、 <u>750 円</u>)
	法第 97 条の 2 第 1 項の規定の適用を受けない場合	<u>4,800 円</u> (法第 97 条第 1 項第 2 号に掲げる事項について行う試験を熊本県公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあつては、 <u>7,650 円</u>)		法第 97 条の 2 第 1 項の規定の適用を受けない場合	<u>4,500 円</u> (技能試験 _____ を熊本県公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあつては、 <u>7,450 円</u>)
仮運転免許に係る試験	法第 97 条の 2 第 1 項第 2 号に該当して同項の規定の適用を受ける場合	<u>1,700 円</u>	仮運転免許に係る試験	法第 97 条の 2 第 1 項第 2 号に該当して同項の規定の適用を受ける場合	<u>1,800 円</u>
	法第 97 条の 2 第 1 項第 4 号に該当して同項の規定の適用を受ける場合	<u>1,550 円</u>		法第 97 条の 2 第 1 項第 4 号に該当して同項の規定の適用を受ける場合	<u>1,650 円</u>
	法第 97 条の 2 第 1 項の規定の適用を受けない場合	<u>2,900 円</u> (法第 97 条第 1 項第 2 号に掲げる事項について行う試験を熊本県公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあつては、 <u>4,350 円</u>)		法第 97 条の 2 第 1 項の規定の適用を受けない場合	<u>2,950 円</u> (技能試験 _____ を熊本県公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあつては、 <u>4,700 円</u>)
別表第 19(第 2 条第 1 項第 413 号関係)			別表第 19(第 2 条第 1 項第 413 号関係)		

区分		金額
法第 108 条の 2 第 1 項第 1 号に掲げる講習		講習 1 時間につき <u>750 円</u>
法第 108 条の 2 第 1 項第 2 号に掲げる講習		講習 1 時間につき <u>2,350 円</u>
法第 108 条の 2 第 1 項第 3 号に掲げる講習		講習 1 時間につき <u>1,950 円</u>
法第 108 条の 2 第 1 項第 4 号に掲げる講習	大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る講習（準中型自動車免許に係る講習にあっては、普通自動車免許を受けている者に対するものに限る。）	講習 1 時間につき <u>4,450 円</u>
	準中型自動車免許に係る講習（普通自動車免許を受けている者に対するものを除く。）	講習 1 時間につき <u>3,500 円</u>
	普通自動車免許に係る講習	講習 1 時間につき <u>2,800 円</u>
法第 108 条の 2 第 1 項第 5 号に掲げる講習	大型自動二輪車免許に係る講習	講習 1 時間につき <u>4,150 円</u>
	普通自動二輪車免許に係る講習	講習 1 時間につき <u>4,000 円</u>
法第 108 条の 2 第 1 項第 6 号に掲げる講習		講習 1 時間につき <u>1,500 円</u>
法第 108 条の 2 第 1 項第 7 号に掲げる講習		講習 1 時間につき <u>3,100 円</u>
法第 108 条の 2 第 1 項第 8 号に掲げる講習		講習 1 時間につき <u>1,400 円</u>
法第 108 条の 2 第 1 項第 9 号に掲げる講習		講習 1 時間につき <u>750 円</u>
法第 108 条の	準中型自動車免許に係る講習	講習 1 時間につき <u>2,150 円</u>
	普通自動車免許に係る講習	講習 1 時間につき <u>2,050 円</u>

区分		金額
法第 108 条の 2 第 1 項第 1 号に掲げる講習		講習 1 時間につき <u>850 円</u>
法第 108 条の 2 第 1 項第 2 号に掲げる講習		講習 1 時間につき <u>2,400 円</u>
法第 108 条の 2 第 1 項第 3 号に掲げる講習		講習 1 時間につき <u>1,950 円</u>
法第 108 条の 2 第 1 項第 4 号に掲げる講習	大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る講習（準中型自動車免許に係る講習にあっては、普通自動車免許を受けている者に対するものに限る。）	講習 1 時間につき <u>4,650 円</u>
	準中型自動車免許に係る講習（普通自動車免許を受けている者に対するものを除く。）	講習 1 時間につき <u>3,800 円</u>
	普通自動車免許に係る講習	講習 1 時間につき <u>3,050 円</u>
法第 108 条の 2 第 1 項第 5 号に掲げる講習	大型自動二輪車免許に係る講習	講習 1 時間につき <u>4,300 円</u>
	普通自動二輪車免許に係る講習	講習 1 時間につき <u>4,200 円</u>
法第 108 条の 2 第 1 項第 6 号に掲げる講習		講習 1 時間につき <u>1,750 円</u>
法第 108 条の 2 第 1 項第 7 号に掲げる講習		講習 1 時間につき <u>3,200 円</u>
法第 108 条の 2 第 1 項第 8 号に掲げる講習		講習 1 時間につき <u>1,850 円</u>
法第 108 条の 2 第 1 項第 9 号に掲げる講習		講習 1 時間につき <u>900 円</u>
法第 108 条の	準中型自動車免許に係る講習	講習 1 時間につき <u>2,300 円</u>
	普通自動車免許に係る講習	講習 1 時間につき <u>2,150 円</u>

2 第 1 項第 10 号に掲げる講習	大型自動二輪車免許に係る講習	講習 1 時間につき <u>2,700 円</u>	2 第 1 項第 10 号に掲げる講習	大型自動二輪車免許に係る講習	講習 1 時間につき <u>2,850 円</u>
	普通自動二輪車免許に係る講習	講習 1 時間につき <u>2,550 円</u>		普通自動二輪車免許に係る講習	講習 1 時間につき <u>2,700 円</u>
	原動機付自転車免許に係る講習	講習 1 時間につき <u>2,450 円</u>		原動機付自転車免許に係る講習	講習 1 時間につき <u>2,550 円</u>
法第 108 条の 2 第 1 項第 11 号に掲げる講習	法第 92 条の 2 第 1 項の表備考 1 の 2 に規定する優良運転者に対する講習	500 円 _____	法第 108 条の 2 第 1 項第 11 号に掲げる講習	法第 95 条の 6 第 1 項の表の備考 1 のロに規定する優良運転者に対する講習	500 円(熊本県公安委員会の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下この表において同じ。))と講習を受ける者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法による講習(以下この表において「オンライン講習」という。)にあっては、200 円)
	法第 92 条の 2 第 1 項の表備考 1 の 3 に規定する一般運転者に対する講習	800 円 _____		法第 95 条の 6 第 1 項の表の備考 1 のハに規定する一般運転者に対する講習	800 円(オンライン講習にあっては、200 円)
	法第 92 条の 2 第 1 項の表備考 1 の 4 に規定する違反運転者等 _____	1,350 円(国家公安委員会規則で定める道路交通法施行令第 33 条の 7 第 2 項の基準に該当しない者に対する講習にあっては、800 円)		法第 95 条の 6 第 1 項の表の備考 1 のニに規定する違反運転者等のうち特定基準不該当者(国家公安委員会規則で定める道路交通法施行令第 33 条の 7 第 2 項の基準に該当しない者をいう。以下この表において同じ。)でないものに対する講習	<u>1,400 円</u>
	_____に対する講習				

	(新設)	(新設)		法第 95 条の 6 第 1 項の表の備考 1 の二に規定する違反運転者等のうち特定基準不該当者であるものに対する講習	800 円(オンライン講習にあっては、200 円)
法第 108 条の 2 第 1 項第 12 号に掲げる講習	普通自動車対応免許を受けている者(法第 97 条の 2 第 1 項第 3 号イ及びハに掲げる者並びに法第 101 条の 4 第 3 項の規定の適用を受ける者を除く。)に対する講習	6,450 円	法第 108 条の 2 第 1 項第 12 号に掲げる講習	普通自動車対応免許を受けている者(法第 97 条の 2 第 1 項第 3 号イ及びハに掲げる者並びに法第 101 条の 4 第 3 項の規定の適用を受ける者を除く。)に対する講習	6,600 円
	普通自動車対応免許を受けている者(法第 97 条の 2 第 1 項第 3 号イ若しくはハに掲げる者又は法第 101 条の 4 第 3 項の規定の適用を受ける者に限る。)又は第一種運転免許若しくは第二種運転免許であって普通自動車対応免許以外のもののみを受けている者に対する講習	2,900 円		普通自動車対応免許を受けている者(法第 97 条の 2 第 1 項第 3 号イ若しくはハに掲げる者又は法第 101 条の 4 第 3 項の規定の適用を受ける者に限る。)又は第一種運転免許若しくは第二種運転免許であって普通自動車対応免許以外のもののみを受けている者に対する講習	2,950 円
法第 108 条の 2 第 1 項第 13 号に掲げる講習	12,500 円(当該講習が道路交通法施行規則第 38 条第 13 項第 2 号の表第 1 号に掲げる講習方法に係るものである場合にあっては、9,050 円)		法第 108 条の 2 第 1 項第 13 号に掲げる講習	自動車等(これに準ずるものとして国家公安委員会規則で定める装置を含む。)を使用する指導(以下この表において「実車等指導」という。)を含む講習	12,900 円
	(新設)			実車等指導を含まない講習	9,350 円

法第 108 条の 2 第 1 項第 14 号に掲げる講習	講習 1 時間につき <u>2,250 円</u>
法第 108 条の 2 第 1 項第 15 号又は第 16 号に掲げる講習	講習 1 時間につき <u>2,000 円</u>
(新設)	(新設)

法第 108 条の 2 第 1 項第 14 号に掲げる講習	講習 1 時間につき <u>2,600 円</u>
法第 108 条の 2 第 1 項第 15 号_____に掲げる講習	講習 1 時間につき <u>2,100 円</u>
法第 108 条の 2 第 1 項第 16 号に掲げる講習	講習 1 時間につき <u>2,050 円</u>

別表第 30(第 2 条第 5 項関係)

審査細目	区分	技能検定員審査手数料の額から減ずる額
1 技能検定員として必要な自動車の運転技能	大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る技能検定員審査	<u>4,000 円</u>
	普通自動車免許に係る技能検定員審査	<u>3,550 円</u>
	特定第一種運転免許に係る技能検定員審査	<u>1,250 円</u>
	大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査	<u>4,250 円</u>

別表第 30(第 2 条第 5 項関係)

審査細目	区分	技能検定員審査手数料の額から減ずる額
1 技能検定員として必要な自動車の運転技能	大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る技能検定員審査	<u>3,800 円</u>
	普通自動車免許に係る技能検定員審査	<u>3,650 円</u>
	特定第一種運転免許に係る技能検定員審査	<u>1,200 円</u>
	大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査	<u>4,450 円</u>

2 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る技能検定員審査	<u>6,700 円</u>	2 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る技能検定員審査	<u>6,350 円</u>
	普通自動車免許に係る技能検定員審査	<u>6,100 円</u>		普通自動車免許に係る技能検定員審査	<u>6,250 円</u>
	特定第一種運転免許に係る技能検定員審査	<u>2,100 円</u>		特定第一種運転免許に係る技能検定員審査	<u>1,900 円</u>
	大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査	<u>7,400 円</u>		大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査	<u>7,750 円</u>
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)		(略)	(略)
	(略)	(略)		(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)		(略)	(略)
	(略)	(略)		(略)	(略)
5 技能検定の実施に関する知識	大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る技能検定員審査	<u>2,350 円</u>	5 技能検定の実施に関する知識	大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る技能検定員審査	<u>2,600 円</u>
	普通自動車免許に係る技能検定員審査	<u>1,900 円</u>		普通自動車免許に係る技能検定員審査	<u>1,850 円</u>
	特定第一種運転免許に係る技能検定員審査	<u>2,650 円</u>		特定第一種運転免許に係る技能検定員審査	<u>2,550 円</u>
6 自動車の運転技能の評価方法に関する知識	(略)	(略)	6 自動車の運転技能の評価方法に関する知識	(略)	(略)
	普通自動車免許に係る技能検定員審査	<u>2,050 円</u>		普通自動車免許に係る技能検定員審査	<u>2,000 円</u>
	特定第一種運転免許に係る技能検定員審査	<u>2,550 円</u>		特定第一種運転免許に係る技能検定員審査	<u>2,400 円</u>

	大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査	<u>3,700 円</u>		大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査	<u>3,750 円</u>
7 道路運送法 (昭和 26 年法律 第 183 号)第 2 条 第 3 項に規定する 旅客自動車運 送事業及び自動 車運転代行業の 業務の適正化に 関する法律第 2 条第 1 項に規定 する自動車運転 代行業に関する 法令についての 知識	大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査	<u>2,550 円</u>	7 道路運送法 (昭和 26 年法律 第 183 号)第 2 条 第 3 項に規定する 旅客自動車運 送事業及び自動 車運転代行業の 業務の適正化に 関する法律第 2 条第 1 項に規定 する自動車運転 代行業に関する 法令についての 知識	大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査	<u>2,600 円</u>
備考 1 技能検定員審査を受けようとする者が 1 の項及び 2 の項の第 1 欄に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者である場合にあっては、1 の項及び 2 の項の第 3 欄に定めるところによるほか、第 2 条第 1 項第 407 号の技能検定員審査手数料の額から更に大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る技能検定員審査については <u>2,350 円</u> を、普通自動車免許に係る技能検定員審査については 900 円を、特定第一種運転免許に係る技能検定員審査については <u>1,100 円</u> を、大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査については 2,900 円を減ずるものとする。 2 技能検定員審査を受けようとする者が 3 の項及び 4 の項の第 1 欄に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者である場合にあっては、3 の項及び 4 の項の第 3 欄に定めるところによるほか、第 2 条第 1			備考 1 技能検定員審査を受けようとする者が 1 の項及び 2 の項の第 1 欄に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者である場合にあっては、1 の項及び 2 の項の第 3 欄に定めるところによるほか、第 2 条第 1 項第 407 号の技能検定員審査手数料の額から更に大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る技能検定員審査については <u>2,950 円</u> を、普通自動車免許に係る技能検定員審査については 900 円を、特定第一種運転免許に係る技能検定員審査については <u>1,350 円</u> を、大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査については 2,900 円を減ずるものとする。 2 技能検定員審査を受けようとする者が 3 の項及び 4 の項の第 1 欄に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者である場合にあっては、3 の項及び 4 の項の第 3 欄に定めるところによるほか、第 2 条第 1		

項第 407 号の技能検定員審査手数料の額から更に大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る技能検定員審査については 500 円 を、普通自動車免許に係る技能検定員審査については 300 円 を、特定第一種運転免許に係る技能検定員審査については 300 円を減ずるものとする。

別表第 31(第 2 条第 6 項関係)

審査細目	区分	教習指導員審査手数料の額から減ずる額
1 教習指導員として必要な自動車の運転技能	大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る教習指導員審査	<u>4,000 円</u>
	普通自動車免許に係る教習指導員審査	<u>3,550 円</u>
	特定第一種運転免許に係る教習指導員審査	<u>1,250 円</u>
	大型自動車第二種免許等に係る教習指導員審査	<u>4,250 円</u>
2 技能教習に必要な教習の技能	(略)	(略)
	(略)	(略)
	(略)	(略)
	大型自動車第二種免許等に係る教習指導員審査	<u>2,050 円</u>
(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)
	(略)	(略)
	(略)	(略)

項第 407 号の技能検定員審査手数料の額から更に大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る技能検定員審査については 550 円 を、普通自動車免許に係る技能検定員審査については 350 円 を、特定第一種運転免許に係る技能検定員審査については 350 円を減ずるものとする。

別表第 31(第 2 条第 6 項関係)

審査細目	区分	教習指導員審査手数料の額から減ずる額
1 教習指導員として必要な自動車の運転技能	大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る教習指導員審査	<u>3,800 円</u>
	普通自動車免許に係る教習指導員審査	<u>3,650 円</u>
	特定第一種運転免許に係る教習指導員審査	<u>1,200 円</u>
	大型自動車第二種免許等に係る教習指導員審査	<u>4,450 円</u>
2 技能教習に必要な教習の技能	(略)	(略)
	(略)	(略)
	(略)	(略)
	大型自動車第二種免許等に係る教習指導員審査	<u>2,100 円</u>
(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)
	(略)	(略)
	(略)	(略)

4 法第108条の28第4項に規定する教則の内容となっている事項その他自動車の運転に関する知識	(略)	(略)	4 法第108条の28第4項に規定する教則の内容となっている事項その他自動車の運転に関する知識	(略)	(略)
	特定第一種運転免許に係る教習指導員審査	<u>1,300 円</u>		特定第一種運転免許に係る教習指導員審査	<u>1,350 円</u>
	(略)	(略)		(略)	(略)
	(略)	(略)		(略)	(略)
5 自動車教習所に関する法令についての知識	(略)	(略)	5 自動車教習所に関する法令についての知識	(略)	(略)
	(略)	(略)		(略)	(略)
	特定第一種運転免許に係る教習指導員審査	<u>1,300 円</u>		特定第一種運転免許に係る教習指導員審査	<u>1,350 円</u>
	(略)	(略)		(略)	(略)
6 教習指導員として必要な教育についての知識	大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る教習指導員審査	<u>1,500 円</u>	6 教習指導員として必要な教育についての知識	大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る教習指導員審査	<u>1,550 円</u>
	(略)	(略)		(略)	(略)
	(略)	(略)		(略)	(略)
	(略)	(略)		(略)	(略)
7 道路運送法第2条第3項に規定する旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第2条第1項に規定する自動車運転代行業に関する法令についての知識	大型自動車第二種免許等に係る教習指導員審査	<u>2,550 円</u>	7 道路運送法第2条第3項に規定する旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第2条第1項に規定する自動車運転代行業に関する法令についての知識	大型自動車第二種免許等に係る教習指導員審査	<u>2,600 円</u>

備考 1 教習指導員審査を受けようとする者が1の項及び2の項の第1欄に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者である場合にあっては、1の項及び2の項の第3欄に定めるところによるほか、第2条第1項第409号の教習指導員審査手数料の額から更に大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る教習指導員審査については<u>2,400円</u>を、普通自動車免許に係る教習指導員審査については<u>900円</u>を、特定第一種運転免許に係る教習指導員審査については<u>1,100円</u>を、大型自動車第二種免許等に係る教習指導員審査については<u>2,850円</u>を減ずるものとする。 2 教習指導員審査を受けようとする者が4の項及び5の項の第1欄に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者である場合にあっては、4の項及び5の項の第3欄に定めるところによるほか、第2条第1項第409号の教習指導員審査手数料の額から更に大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る教習指導員審査については<u>150円</u>を、普通自動車免許に係る教習指導員審査については150円を、特定第一種運転免許に係る教習指導員審査については<u>150円を減ずる</u>ものとする。	備考 1 教習指導員審査を受けようとする者が1の項及び2の項の第1欄に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者である場合にあっては、1の項及び2の項の第3欄に定めるところによるほか、第2条第1項第409号の教習指導員審査手数料の額から更に大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る教習指導員審査については<u>3,000円</u>を、普通自動車免許に係る教習指導員審査については<u>950円</u>を、特定第一種運転免許に係る教習指導員審査については<u>1,350円</u>を、大型自動車第二種免許等に係る教習指導員審査については<u>2,950円</u>を減ずるものとする。 2 教習指導員審査を受けようとする者が4の項及び5の項の第1欄に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者である場合にあっては、4の項及び5の項の第3欄に定めるところによるほか、第2条第1項第409号の教習指導員審査手数料の額から更に大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る教習指導員審査については<u>200円</u>を、普通自動車免許に係る教習指導員審査については150円を、特定第一種運転免許に係る教習指導員審査については<u>50円を減ずる</u>ものとする。
---	--

【附則第3項】

熊本県収入証紙条例(昭和39年熊本県条例第24号)新旧対照表

旧		新	
別表第1(第2条関係)		別表第1(第2条関係)	
地方税	(略)	地方税	(略)
使用料	(略)	使用料	(略)
手数料	1～368 (略) (新設) <u>368 の 2</u> 認知機能検査手数料 <u>368 の 3</u> 認知機能検査員講習手数料 <u>368 の 4</u> 運転技能検査手数料 369～373 (略) <u>374 免許証 更新手数料</u> <u>374 の 2 運転免許証 更新経由手数料</u> 374 の 3 (略) (新設)	手数料	1～368 (略) <u>368 の 2 特定免許情報記録手数料</u> <u>368 の 3</u> 認知機能検査手数料 <u>368 の 4</u> 認知機能検査員講習手数料 <u>368 の 5</u> 運転技能検査手数料 369～373 (略) <u>374 免許証等更新手数料</u> <u>374 の 2 運転免許証等更新経由手数料</u> 374 の 3 (略) <u>374 の 4 運転経歴情報記録手数料</u>

1 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例
(警察本部所管分)

条例名	内 容
刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例	1 改正の概要 (1) 改正の必要性 刑法（明治40年法律第45号）の一部改正に伴い、関係条例の規定を整備する必要がある。 (2) 改正の内容 刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）の施行により、懲役及び禁錮が廃止され、これらに代わるものとして拘禁刑が創設されることに伴い、関係条例の罰則及び欠格事由に係る規定の表記を改めるものである。 なお、本改正は、知事部局（県政情報文書課）における「刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例」の制定により一括して行うものであるため、本議会へ上程された議案第10号として総務常任委員会で審議されるものである。 2 改正される条例（警察本部所管分） (1) 熊本県迷惑行為等防止条例（第13条―第16条関係） 【第4条】 (2) 拡声機による暴騒音の規制に関する条例（第10条関係） 【第4条】 (3) 熊本県暴力団排除条例（第35条関係）【第4条】 (4) 熊本県風俗案内業の規制に関する条例（第4条、第20条関係）【第9条】 3 施行日 令和7年6月1日

【第4条】

熊本県迷惑行為等防止条例（昭和39年熊本県条例第58号）新旧対照表

旧	新
(罰則) 第13条 第3条第1項第2号、同条第2項又は第3項の規定に違反して撮影した者は、1年以下の<u>懲役</u>又は100万円以下の罰金に処する。 2 常習として、前項の違反行為をした者は、2年以下の<u>懲役</u>又は100万円以下の罰金に処する。 第14条 第3条又は第6条第1項の規定に違反した者(前条第1項の規定に該当する者を除く。)は、6月以下の<u>懲役</u>又は50万円以下の罰金に処する。 2 常習として、前項の違反行為をした者は、1年以下の<u>懲役</u>又は100万円以下の罰金に処する。 第15条 (略) 2 常習として、前項の違反行為をした者は、6月以下の<u>懲役</u>又は100万円以下の罰金に処する。 第16条 (略) 2 常習として、前項の違反行為をした者は、6月以下の<u>懲役</u>又は50万円以下の罰金に処する。	(罰則) 第13条 第3条第1項第2号、同条第2項又は第3項の規定に違反して撮影した者は、1年以下の<u>拘禁刑</u>又は100万円以下の罰金に処する。 2 常習として、前項の違反行為をした者は、2年以下の<u>拘禁刑</u>又は100万円以下の罰金に処する。 第14条 第3条又は第6条第1項の規定に違反した者(前条第1項の規定に該当する者を除く。)は、6月以下の<u>拘禁刑</u>又は50万円以下の罰金に処する。 2 常習として、前項の違反行為をした者は、1年以下の<u>拘禁刑</u>又は100万円以下の罰金に処する。 第15条 (略) 2 常習として、前項の違反行為をした者は、6月以下の<u>拘禁刑</u>又は100万円以下の罰金に処する。 第16条 (略) 2 常習として、前項の違反行為をした者は、6月以下の<u>拘禁刑</u>又は50万円以下の罰金に処する。

【第4条】

拡声機による暴騒音の規制に関する条例（平成2年熊本県条例第56号）新旧対照表

旧	新
(罰則) 第10条 第5条第1項の規定による警察官の命令又は同条第2項の規定による警察署長の命令に違反した者は、6月以下の<u>懲役</u>又は20万円以下の罰金に処する。 2 (略)	(罰則) 第10条 第5条第1項の規定による警察官の命令又は同条第2項の規定による警察署長の命令に違反した者は、6月以下の<u>拘禁刑</u>又は20万円以下の罰金に処する。 2 (略)

【第4条】

熊本県暴力団排除条例（平成22年熊本県条例第52号）新旧対照表

旧	新
第35条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の<u>懲役</u>又は50万円以下の罰金に処する。 (1)～(3) (略)	第35条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の<u>拘禁刑</u>又は50万円以下の罰金に処する。 (1)～(3) (略)

【第9条】

熊本県風俗案内業の規制に関する条例（平成30年熊本県条例第58号）新旧対照表

旧	新
(欠格事由) 第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、風俗案内業を行ってはならない。 (1) (略) (2) 1年以上の懲役若しくは禁錮の刑に処せられ、又は次に掲げる罪を犯して1年未満の<u>懲役</u>若しくは罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過しない者 ア～キ (略) (3)～(9) (略) (罰則) 第20条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の<u>懲役</u>又は50万円以下の罰金に処する。 (1)～(5) (略) 2 (略)	(欠格事由) 第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、風俗案内業を行ってはならない。 (1) (略) (2) 1年以上の<u>拘禁刑</u> _____ に処せられ、又は次に掲げる罪を犯して1年未満の<u>拘禁刑</u>若しくは罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過しない者 ア～キ (略) (3)～(9) (略) (罰則) 第20条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の<u>拘禁刑</u>又は50万円以下の罰金に処する。 (1)～(5) (略) 2 (略)